

新しい国民健康保険税率が決まりました。

国民健康保険税は、みなさんが病気やケガをしたときの医療費としてだけでなく、出産育児一時金や葬祭費などさまざまな給付に使われています。このようにみなさんが納める保険税は、みなさんに大きな負担をかけることなく、安心して生活するためにとっても大切なものです。

	旧中山町地区	旧名和町地区	旧大山町地区	納 期	
医療分	所得割	8.51%	7.45%	8.62%	第1期 6月1日～30日
	資産割	35.65%	38.44%	37.63%	
	均等割	29,010円	27,100円	28,330円	第2期 8月1日～31日
	平等割	27,270円	24,000円	26,050円	
介護分	所得割	1.27%	1.24%	1.29%	第3期
	資産割	8.70%	8.93%	8.99%	10月1日～31日
	均等割	7,970円	7,920円	7,990円	第4期
	平等割	5,020円	4,590円	4,700円	1月1日～31日

平成17年度後期農業労働賃金

下記のように農業労働賃金が決まりました。

作 業 名	協 定 額 (税込み)	摘 要	
稲刈り	バインダー (10a当り)	7,800円	1. すみ刈りは委託者で行う
	コンバイン (10a当り)	15,400円	1. カッター使用の場合は600円加算 2. 結束機使用の場合は2,200円加算 3. すみ刈りは委託者で行う 4. 倒伏の場合は次のように加算する 5割～7割の倒伏 1割増 7割以上の倒伏 2割増
一般労務	6,400円	1. 作業時間8時間	
耕 耘 トラクター (10a当り)	6,000円	1. 農地の状況により適宜加算	
稲脱穀 ハーベスター (10a当り)	7,400円		
堆肥 散 布 (1t当り)	2,200円	1. 堆肥料金は別途料金とする	

9月12日は「とっとり県民の日」

「とっとり県民の日」は、現在の鳥取県が誕生した1881（明治14）年9月12日にちなんで、平成10年に「とっとり県民の日」条例で制定されました。

鳥取県の素晴らしい文化・歴史・自然などにふれ、ふるさとの素晴らしさを見つめ直してみませんか。

入院したときの食事代について

入院したときの食事代は、定額自己負担となりますが、町民税非課税世帯の方は、食事代減額の認定を受けることができます。

認定をお受けになりたい方は、手続きをお願いします。

○手続場所

大山町保健福祉センターなわ内福祉保健課
大山町役場 中山支所 福祉課
大山町役場 中山支所 福祉課

○持参するもの

保険証、印鑑、老人保健法医療受給者証
(老人医療受給者の方のみ)

*国民健康保険に加入しておられる方、また老人医療受給者の方で、入院されている方（町民税非課税世帯）のうち、認定証の交付を受けておられない場合は、福祉保健課又は各支所にご相談ください。

○お問い合わせ先

大山町福祉保健課 ☎(0859) 54-5207
中山支所福祉課 ☎(0858) 58-6112
大山支所福祉課 ☎(0859) 53-3136

赤十字奉仕団からのお知らせ

赤十字奉仕団は、赤十字事業の推進に協力し、災害に遭われた方の救援や人々の安全な暮らしを守るためのさまざまな活動を行っています。大山町赤十字奉仕団では現在、奉仕団員を募集しています。地域社会を住み良くし、身近なボランティア活動を行うことを目的とした赤十字奉仕団へのみなさんのご参加をお待ちしています。

【お問い合わせ先】

大山町中山赤十字奉仕団
委員長 大西典子 ☎(0858) 58-3191
大山町名和赤十字奉仕団
委員長 牧野一則 ☎(0859) 54-2676
大山町大山赤十字奉仕団
委員長 門脇涼子 ☎(0859) 53-3852